



稲美町

児童虐待防止マニュアル



稲美町・稲美町要保護児童対策地域協議会

令和8年3月

目 次

第1章 児童虐待と社会的養護

1. 児童虐待防止対策の経緯	1
2. 児童虐待の種別	2
3. 児童虐待の重症度	3
4. 児童虐待が起こりやすい背景	4
5. 実施機関（兵庫県中央こども家庭センター・町）の基本的役割	5
6. 虐待が子どもに及ぼす影響	6
(1) 虐待を受けた子どもは	
(2) 虐待を受けて育った子どもが大人になると	
(3) 虐待をそばで見ている子どもは	
7. 社会的養護	7

第2章 児童虐待の発見と対応

1. 児童虐待の発見から援助までの流れ	8
(1) 児童虐待の発見と初期対応	
(2) 通告の義務	
(3) 実際の対応と留意点	
(4) 学校における虐待対応の流れ	
2. 通告後の対応	11
3. 児童虐待の発見と援助方針の決定	12
4. 支援活動のポイント	13
(1) 子どもへのかかわり	
(2) 親へのかかわり	
(3) 親族へのかかわり	
(4) その他の注意点	

第3章 稲美町要保護児童対策地域協議会の仕組み

(1) 協議会の目的	15
(2) 協議会の体制	
(3) 調整機関	

第4章 早期発見と予防的支援

1. 児童虐待の発生を予防するために必要な支援	17
2. 啓発活動、予防事業の実施	18
3. こども家庭センターと切れ目ない支援	18

第5章 関係機関との連携

1. 関係機関との連携の大切さ	19
(1) 機関には固有の機能と限界がある	
(2) 複数の人たちで確認する	
2. 児童虐待に関連の深い機関	19
(1) 児童虐待に関連の深い機関の役割	
(2) 関係機関間の情報共有の徹底	
(3) 兵庫県中央こども家庭センターと市町間の連携	
(4) 転居・転出に伴う情報提供	
3. 民生委員・児童委員・保育士・教職員等に期待される役割	20
(1) 早期発見・初期対応（親の孤立を防ぎ、地域ぐるみで子育てを支援する）	
(2) リスク要因の軽減・家族との情緒的交流の促進	
(3) 関係機関（機関内）連携の強化・組織的対応の徹底	
4. 保育所・認定こども園・幼稚園・学校が連携した児童虐待事件にみる実践的支援体制のポイント	21
5. 求められる子育て支援	21
(1) 乳幼児を知らないまま親になる父母を受け止め、寄り添い、支える姿勢	
(2) 子育て家庭の孤立化防止	
(3) 子どもの問題と親自身の悩みや不安への共有	

参考文献	22
------	----

資料	23
----	----